

郵送申請チェックリスト

必要書類の不足や手数料の過不足があると、証明書を発行できない場合があります。お手順をお掛けいたしますが、申請前に以下の内容を必ずご確認ください。

1 必要書類の同封

- 証明書発行申請書(郵送用)(下記 2 参照)
- 手数料(定額小為替)(無記名)(下記 3 参照)
- 返信用封筒(下記 4 参照)
- その他必要書類(下記 5 参照)

2 証明書発行申請書

- 各欄に記載漏れはありませんか。
※必ず日中に連絡がとれる電話番号を記載してください。
契約者が法人等団体で、登記簿謄本等の送付を省略する場合
- 代表者印の押印がされていますか。

3 手数料(定額小為替)(無記名)

- 有効期限が切れていませんか。
※有効期限が迫っている定額小為替の送付はご遠慮ください。
- 過不足はありませんか。(給水契約 1 件につき 400 円)

4 返信用封筒

- 切手の貼り忘れはありませんか。
- あて先は、「水道所在地」、「水道局に届け出ている請求先住所」、「代理人の方の住所」、「相続人の方の住所」のいずれかになっていますか。



お届けまでに 1 週間～10 日程度かかります。
あらかじめご了承ください。

必要書類の詳細については、東京都水道局 HP
をご覧ください。

5 その他必要書類の同封

【契約者が個人の場合】

<契約者本人が申請する場合>

- 契約者名及び水道所在地が確認できる官公署が発行した書類の写し(運転免許証等)

本人確認書類に記載されている住所と水道所在地が異なる場合

- 水道使用量等のお知らせ(検針票)や営業許可書など、実際に水道を使用している本人であることが確認できる書類の写し

<代理人(家族含む)が申請する場合>

- 委任状、同意書、代理人選任届等(原本)
※委任者本人の自署が必要です。
- 申請者の身分が確認できる官公署が発行した書類の写し(運転免許証等)

<相続人が申請する場合>

- 相続人であることが分かる書類の写し(戸籍謄本等)
- 被相続人の死亡の事実が確認できる書類の写し(除籍謄本等)
- 申請者の身分が確認できる官公署が発行した書類の写し(運転免許証等)

【契約者が法人等団体の場合】

<法人代表者が申請する場合>

- 申請者の身分が確認できる官公署が発行した書類の写し(運転免許証等)
- 代表者の資格を証する書類の写し(商業登記簿謄本等)
※証明書発行申請書に代表者印の押印がある場合、省略できます。

<代理人が申請する場合>

- 申請者の身分が確認できる官公署が発行した書類の写し(運転免許証等)
- 代表者の資格を証する書類の写し(商業登記簿謄本等)
※証明書発行申請書に代表者印の押印がある場合、省略できます。
- 委任状、同意書、代理人選任届等(原本)
※委任者本人の自署が必要です。